課、査察総括第二課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、大阪国税局の査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察開発課、査察国際課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部にあつては、査察管理課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局の調査査察部にあつては、特別国税査察官及び統括国税査察官とする。）においてつかさどるものとする。

一　資本金額又は出資金額（以下「資本金額等」という。）が一億円（沖縄国税事務所の管轄区域を納税地とする法人にあつては五千万円とする。以下同じ。）以上である法人（当該法人が次に掲げる法人である場合には、それぞれ次に定める法人をいう。以下この号において同じ。）及び外国法人についての法人税及び地方法人税の課税標準の調査並びにこれらの法人についての法人税及び地方法人税に関する検査。ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第七号に規定する協同組合等（以下「協同組合等」といい、企業組合及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合であつて、その事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを含む。以下同じ。）及び国税庁長官又は国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が特に指定する法人に係るものを除く。

イ　法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人（以下「通算法人」という。）に係る同条第十二号の六の七に規定する通算親法人の資本金額等が一億円以上である場合における通算法人

ロ　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十六号に規定する連結申告法人（以下「連結申告法人」という。）に係る同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の資本金額等が一億円以上である場合における連結申告法人

［二～七　略］

２　国税庁長官又は国税局長は、次に掲げる事務については、前項第一号、第四号及び第六号の規定にかかわらず、法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人（以下「通算子法人」という。）の納税地（第一号に掲げる事務のうち連結申告法人に係るもの及び第二号に掲げる事務のうち旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）に係るものである場合にあつては、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）を所轄する税務署において行わせることができる。

一　前項第一号及び第四号に規定する法人税及び地方法人税の課税標準の調査並びに当該法人税及び地方法人税に関する検査のうち通算法人又は連結申告法人に係るもの

二　前項第六号に規定する外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務のうち通算子法人又は連結子法人に係るもの

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

課、査察総括第二課、資料情報課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、大阪国税局の査察部にあつては、査察管理課、査察総括第一課、査察総括第二課、査察広域課、資料情報課、査察開発課、査察国際課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局の調査査察部にあつては、査察管理課、特別国税査察官及び統括国税査察官とし、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局の調査査察部にあつては、特別国税査察官及び統括国税査察官とする。）においてつかさどるものとする。

一　資本金額又は出資金額（以下「資本金額等」という。）が一億円（沖縄国税事務所の管轄区域を納税地とする法人にあつては五千万円とする。以下同じ。）以上である法人（当該法人が法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十六号に規定する連結申告法人である場合には、資本金額等が一億円以上の同条第十二号の六の七に規定する連結親法人の属する連結申告法人をいう。以下この号において同じ。）及び外国法人についての法人税及び地方法人税の課税標準の調査並びにこれらの法人についての法人税及び地方法人税に関する検査。ただし、法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（以下「協同組合等」といい、企業組合及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合であつて、その事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを含む。以下同じ。）及び国税庁長官又は国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が特に指定する法人に係るものを除く。

［号の細分を加える］

［二～七　同上］

２　国税庁長官又は国税局長は、次に掲げる事務については、前項第一号、第四号及び第六号の規定にかかわらず、法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する税務署において行わせることができる。

［号の細分を加える］

一　前項第一号及び第四号に規定する法人税及び地方法人税の課税標準の調査及び検査のうち連結所得に対する法人税及び当該法人税に係る地方法人税の課税標準の調査並びに当該法人税及び地方法人税に関する検査

二　前項第六号に規定する外国との租税に関する協定の実施のために行う調査に関する事務のうち連結子法人に係るもの